

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員就業規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>第2章 人事 第6節 退職 (新設)</p> <p>(定年退職) 第19条 (略)</p> <p><u>2 教育職員は、選択定年制度によって退職することができる。</u></p> <p>第7節 解雇、降任 (降任) 第23条 職員が次の各号の一に該当するときは、学長は降任することができる。 (1)・(2) (略) (3) <u>その他職務に必要な適格性を欠く場合</u> (新設)</p> <p>2 前項の規定により職員を降任しようとする場合は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経なければならない。ただし、教育職員の審査は教育研究評議会がこれを行うものとする。</p>	<p>第2章 人事 第6節 退職 (<u>早期退職募集制度による退職</u>) <u>第18条の2 学長は、別に定める定年前に退職する意思を有する職員の募集制度に基づき、職員の退職を承認することができる。</u></p> <p>(定年退職) 第19条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第7節 解雇、降任 (降任) 第23条 職員が次の各号の一に該当するときは、学長は降任することができる。 (1)・(2) (略) (3) <u>前2号に掲げるもののほか、職務に必要な適格性を欠く場合</u> (4) <u>職員が降任を申し出た場合</u></p> <p>2 前項 (<u>第4号を除く。</u>) の規定により職員を降任しようとする場合は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経なければならない。ただし、教育職員の審査は教育研究評議会がこれを行うものとする。</p>	

附 則 (経教規則第11号)

- 1 この規則は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学教育職員選択定年規程は、廃止する。